



流山市監査委員告示第6号

随時監査（学校事務）の結果に基づき講じた措置について、流山市教育委員会教育長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別添のとおり公表します。

令和4年3月31日

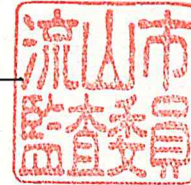
流山市監査委員

菅生 泰久



流山市監査委員

坂巻 儀一





第4号様式

流教学第1389号

令和4年3月10日

(宛先) 流山市監査委員

流山市教育委員会 教育長 田中 弘美



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和4年2月17日付け、流監第118号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和4年2月17日・流監第118号		
監査の種類別	随時監査（学校事務）		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
北部中学校	意見	<p>学校給食に係る現金出納簿については、パソコンで作成していたため現金の出納状況に合わせ都度入力し、新たなものを印刷して、過去の確認欄に押し直しつつ、従前の現金出納簿については破棄していた。公金の厳格な管理という観点から現金の動きを確認した際に押印するとされていることから、履歴が確認できるよう従前のものについても保管すべきと考える。しかしながら事務の効率化や資源の適正活用を考慮し、現金出納簿の事務処理について疑義の生じない形で見直しをするよう改善を求める。</p>	<p>パソコンで現金出納簿を作成する場合、データ上に現金の収受に携わった職員及び確認した管理職の名前を記し履歴を残すことで、事務の効率化及び資源の適正活用を図ります。</p>
学校教育部学校教育課	意見	<p>流山市小中学校特色ある教育活動推進事業協議会補助金に関しては、要綱第1条において「協議会が行う事業に対する」とされているが、実際には各学校が計画し実施する事業に対し補助金を支給していた。補助金の要綱等について、定めるべきものが定められているか、定めたものがわかりやすいものになっているかを検証し、規定上の補助対象範囲を明確化するよう、見直しを要望する。</p>	<p>指摘のとおり、実態と合わせるように当該要綱の見直しを行いました。</p>

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。